

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年四月十八日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
前田 光樹	桜井市	桜井市大字大西四三番一
農事組合法人アグリ大泉	桜井市	桜井市大字大泉三五〇番一ほか二筆
石田 聖	桜井市	桜井市大字池之内一五二番一ほか三筆
太田 光央	桜井市	桜井市大字大福一五三二番ほか一筆
川口 聖也	桜井市	桜井市大字巻野内二〇八番
南 良樹	桜井市	桜井市大字芝一八四三番

二 認可年月日

令和七年四月八日